

第22類 飲料、アルコール及び食酢

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
 - (a) 料理用に調製したこの類の物品（第22.09項のものを除く。）で飲料に適しない処理をしたもの（主として第21.03項に属する。）
 - (b) 海水（第25.01項参照）
 - (c) 蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水（第28.53項参照）
 - (d) 酢酸の水溶液（酢酸の含有量が全重量の10%を超えるものに限る。第29.15項参照）
 - (e) 第30.03項又は第30.04項の医薬品
 - (f) 調製香料及び化粧品類（第33類参照）
- 2 第20類からこの類までにおいてアルコール分は、温度20度におけるアルコールの容量分による。
- 3 第22.02項において「アルコールを含有しない飲料」とは、アルコール分が0.5%以下の飲料をいう。アルコール飲料は、第22.03項から第22.06項まで又は第22.08項に属する。

号注

- 1 第2204.10号において「スパークリングワイン」とは、温度20度における密閉容器内のゲージ圧力が3バール以上のぶどう酒をいう。